

平成 19 年 月 日

指定給水装置工事事業者制度に関する検討会の設置について

1. 趣旨

給水装置工事事業者の指定については、平成 8 年以前は、水道事業者ごとに指定を行っており、指定の基準が水道事業者ごとに異なっていたこと、水道事業者の給水範囲内に事業所を有することなどが条件とされていたため、新規参入を阻害するとして規制緩和要望が出されるなどしていた。

これを受け、平成 8 年に水道法を改正し、専門の知識と技術・経験を持つ技術者として給水装置工事主任技術者を国家資格として位置付けるとともに、給水装置工事事業者の指定要件を全国一律の基準として、

○給水装置工事主任技術者をもち、

○工事に必要な器材、資材を取りそろえ

○適切な工事と事務手続きを行うことができる業者

を各水道事業者が指定することとし、規制緩和を図ったところである。

この指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する制度については、平成 8 年の水道法改正の施行後 10 年を経過した時点で規制緩和の効果や施行状況について検討を加え、必要な措置を講じることとされている。

その時期が平成 19 年 4 月にあたることから、この検討に先立ち、厚生労働省健康局水道課長が主催する有識者検討会を設置し、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する制度の施行状況を評価するとともに、現状の課題解決のための方策について検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 指定給水装置工事事業者制度の施行状況の評価
- (2) 改善を必要とする課題への対応
- (3) その他、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関すること

3. 検討会構成員

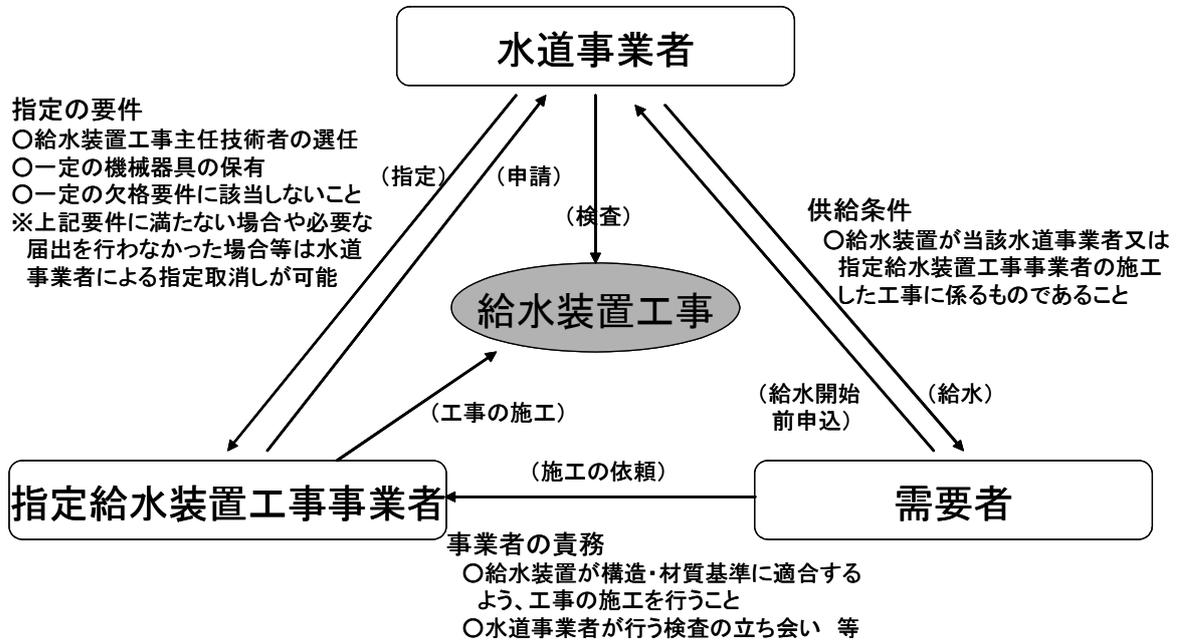
- (1) 厚生労働省健康局水道課長が委嘱し、委嘱期間は平成 19 年 12 月末までとする。なお、委嘱期間中であっても検討が終了し次第、解散するものとする。
- (2) 座長は第 1 回検討会において委員中から選出する。
- (3) 委嘱期間内に委員の変更が必要となった場合は、厚生労働省健康局水道課長が他の者に委嘱する。

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局水道課が行う。
- (2) 検討会の召集は、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が行う。
- (3) 検討会の公開の扱いについては、検討会において決定する。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が定める。
- (5) 検討会出席のために必要となる旅費については、旅費法に基づき支給する。また、検討会出席毎に謝金を支給する。これらの支給方法は、委員の指定銀行口座に直接振り込むこととする。

【参考】

水道法における給水装置工事事業者の指定の概要



給水装置の定義

水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（水道法第3条第9項）

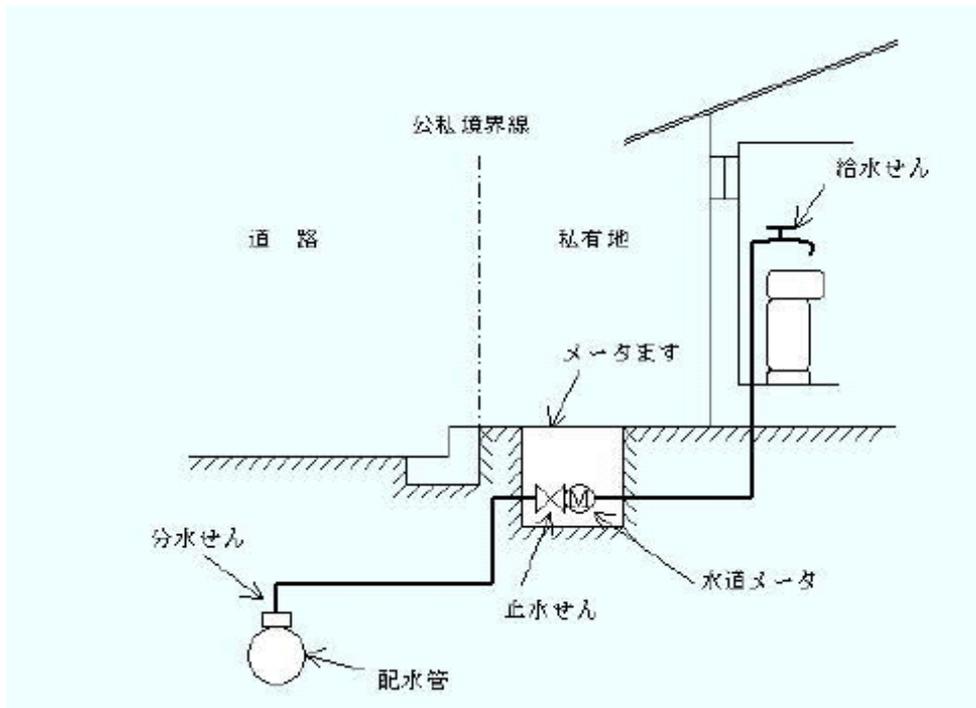


図 給水装置のイメージ